

## 清涼飲料水等自動販売機設置場所 一般競争入札貸付募集要領

この度、市有財産に清涼飲料水等自動販売機を設置することについて、以下の場所を貸付けいたします。設置する事業者を公募により、募集し一般競争入札により決定しますので、入札参加を希望される方は、本募集要領を確認の上で参加してください。

### 1 目的

市有財産の有効活用により税外収入の確保を図るとともに、小山市民サービスの向上と地域経済の活性化を目的とします。

### 2 入札資格要件

次の要件をすべて満たす法人または個人に限り参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員でないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 法人にあっては小山市内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては小山市内で事業を営んでいること。
- (5) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有していること。
- (6) 市税を滞納していないこと。

### 3 入札に付する事項等

(1) 自動販売機を設置するための市有財産の賃貸借

(2) 貸付場所

物件No.	財産の名称	所在地	貸付個所	貸付面積
1	小山市小山城南交流センター①	小山市東城南4丁目1-12	1台 (屋内：1F 図書コーナー)	各 2.1m × 1.0m = 2.1㎡
2	小山市小山城南交流センター②	小山市東城南4丁目1-12	1台 (屋内：1F 図書コーナー)	
3	穂積グラウンド	小山市大字萩島 52-1	1台 (屋外)	
4	小山市小山大谷交流センター[新設]	小山市大字横倉 499-6	1台 (屋外)	

※貸付面積は放熱余地・転倒防止板・回収ボックス設置部分を含みます。

※施設の概要等については資産経営課に照会してください。

### (3) 貸付期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

※自動販売機の設置は、令和6年4月1日以降にお願いします。

### (4) 貸付料

入札書の入札貸付料率に記載した、売上※に対する割合に応じた金額とします。なお、入札書に記載する入札貸付料率は10%以上とします。

※売上とは、消費者が支払った末端価格（消費税込み価格）の年間計となります。

【例】1年で170円の飲料が500本、140円の飲料が750本売れた場合

$170円 \times 500本 + 140 \times 750本 = \underline{売上190,000円}$

貸付料率が29.8%の場合

$売上190,000円 \times 貸付料率29.8\% = \underline{貸付料56,620円}$ （小数がある場合は切捨）

### (5) 自動販売機の仕様

#### ① 大きさ

おおよそW1200 × D950 × H2000 以内

#### ② 環境対策

ア. 省エネ「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とします。

イ. グリーン購入法の適合の判断基準に合致した機種とします。

#### ③ 安全対策

ア. 転倒防止「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付規準」（清涼飲料自販機協議会作成）を遵守した措置を講じるものとします。

イ. 食品衛生「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取り扱い要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとします。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならないものとします。

ウ. 防犯効果選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとします。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとします。

#### ④ 使用済み容器の回収

ア. 回収ボックスの設置原則として自動販売機1台に1個の割合で自動販売機脇に設置するものとします。

イ. 回収ボックスの規格

(ア) 素材

プラスチック製又は金属製とします。

(イ) 容積

回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とします。

(ウ) その他

使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図るものとします。

ウ. 使用済み容器の処理容器包装リサイクル法(平成7年法律第112号)など、関係法令に基づいて適切に処理するものとします。

#### ⑤ 自動販売機の設置及び管理運営

ア. 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うものとします。

イ. 設置者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行うものとします。

ウ. 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応するものとします。

#### ⑥ 災害対応

災害対応型の自動販売機を設置するものとし、災害時には無償で飲料水提供等の社会貢献事業ができるようにしてください。

⑦ 電気料その他必要経費等

電気に関しては子メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限り）の設置を原則とし、設置に係る費用等は設置事業者の負担とします。また電気料についても、設置事業者の負担とし、請求額は設置機器の電源が設置されている建物等の施設の電気使用の実績により算出された単価に、設置機器の使用量を乗じて得た額とします。

また物件No.3については、電源を取れる建物等の施設がないため設置事業者が直接電気の供給を受ける必要がありますので、設置事業者の負担により別途電気引込工事を行うこととし、電気料は直接設置事業者で負担することとします。

⑧ 使用上の制限

次のことを遵守してください。

ア. 賃貸借契約の条件を遵守し、貸付料を確実に納付すること。

イ. 使用期間中に（４）－③－イ.にかかる許認可等の取消しを受けていないこと。

ウ. 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

エ. 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、小山市及び施設の指定管理者の指示に従うこと。

オ. 酒類・たばこの販売は行わないこと。

カ. 販売品目は飲料品(乳飲料を含む。)とし、標準小売価格より高い価格で販売しないこと。

キ. 災害時の飲料水提供等の社会貢献事業が可能であること。

⑨ 維持管理責任

次のことを遵守してください。

ア. 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が自己の負担により行うこと。

また、常に商品の賞味期限及び消費期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

イ. 自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台に1個の割合で回収ボックスを設置するとともに設置事業者の責任で適切に回収・処分すること。

ウ. 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。

エ. 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全設置すること。

オ. 自動販売機の故障並びに問い合わせ及び苦情については設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

⑩ 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が取り消された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を小山市及び施設の指定管理者に請求することができません。

⑪ 犯罪被害者支援事業への貢献

物件No.1、2及び4への入札についてのみ、落札者は契約期限までに仮契約を締結することとなります。仮契約締結後、「公益社団法人 被害者支援センターとちぎ」（以下「支援センター」という。）の運営に係る費用として、当該自動販売機の売上の一部を寄附する旨、支援センターと協定を締結したこと証する覚書等の写しを提出することで本契約とします。なお、覚書等の提出期限は令和6年2月16日（金）までとします。

(6)参考情報

各物件の前年度の販売本数の概数は以下のとおりです。

物件No.	財産の名称	令和4年度販売本数
1	小山市小山城南交流センター①	約2,000本
2	小山市小山城南交流センター②	約2,000本
3	穂積グラウンド	約3,000本
4	小山市小山大谷交流センター	新設のためデータ無し

4 入札参加申請

入札に参加を希望する者は、入札参加申請書【様式第1号】を提出し、入札参加資格を有することを証明してください。

(1)提出期間

令和6年1月9日(火)から令和6年1月19日(金)までの期間の、午前9時から午前12時及び午後1時から午後5時までの間。ただし、土日祝日は除きます。

(2)提出場所

〒323-8686

小山市中央町1丁目1番1号

小山市役所 本庁舎6階 理財部 資産経営課 管理運用係

電話：0285-22-9322

(3)提出書類

入札参加申請の提出書類

【法人の場合】

① 入札参加申請書【様式第1号】…1部

② 誓約書【様式第2号】…1部

③ 履歴事項全部証明書…1部

④ 印鑑証明書…1部

⑤ 法人市町村民税の納税証明書(令和5年分)…1部

※小山市内営業所等又は本社所在地のもの。市内にそれらが無い場合は、本社等所在地における同等の書類。

⑥ 設置する自動販売機のカatalog (コピー可)

※複数の物件の入札参加を希望しかつ設置する自動販売機の機種が物件により異なる場合は、設置する全ての自動販売機のカatalogを提出してください。設置機種が未確定の場合は候補となる機種のカatalogを提出してください。

【個人】

① 入札参加申請書(物件ごと)【様式第1号】…1部

② 誓約書【様式第2号】…1部

③ 住民票(マイナンバーの記載がないもの)…1部

④ 確定申告書の写し…1部

⑤ 印鑑証明書…1部

⑥ 市町村民税の納税証明書(令和5年分)

⑦ 設置する自動販売機のカatalog (コピー可)

※複数の物件の入札参加を希望しかつ設置する自動販売機の機種が物件により異なる場合は、設置する全ての自動販売機のカatalogを提出してください。設置機種が未確定の場合は候補となる機種のカatalogを提出してください。

※履歴事項全部証明書、印鑑証明書、市税の納税証明書、身分証明書については、発行後3ヶ月以内の原本を添付してください。

(4)提出方法

提出期間内に、必要書類を資産経営課窓口において直接提出、もしくは郵便(令和6年1月19日(金)必着)によるものとします。

## 5 質問書及び回答について

### (1) 質問書受付期間

令和5年12月22日(金)から令和5年12月28日(木)まで

### (2) 提出方法

質問書【様式第3号】に記入し、電子メールで提出してください。

### (3) 質問者への回答

令和6年1月5日(金)までに市ホームページにて回答します。

## 6 入札参加資格の確認等

上記4(3)の提出書類により入札参加資格の有無を確認し、令和6年1月24日(水)までに、申請者あて結果を電子メールで通知します。

また、当該結果の通知後であっても、不正等が判明した場合には入札参加資格を取り消します。

## 7 入札

(1) 入札は所定の様式【様式第4号】を使用してください。

(2) 入札者は、その投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(3) 代理人が入札を行う場合には、入札当日の受付にて、委任状【様式第5号】を必ず提出してください。

(4) 次のいずれかに該当する入札は無効とします。

ア 入札者が同一事項に2通以上の入札を行ったとき

イ 入札書に記載した入札貸付料率を訂正した入札、又は入札書に不備があったとき

ウ 入札に際して虚偽又は不正の行為があったとき

エ 入札に際して職員の指示に従わなかったとき

(5) 入札終了後、直ちに開札を行います。開札の結果、入札貸付料率に最高の割合を記載したのものをもって落札者としませんが、最高の割合の入札が2者(社)以上ある場合は、「くじ」により決定します。

(6) 入札を辞退する場合は、入札日当日までに入札辞退届を提出してください。

(7) 本事項に定めのない事項は、すべて地方自治法、地方自治法施行令及び小山市財務規則の定めるところにより処理します。

## 8 入札日時・場所

### (1) 日時

入札実施日 令和6年1月31日(水)

参加受付時間 午前10時10分から午前10時20分

入札開始時間 午前10時30分

### (2) 場所

小山市中央町一丁目1番1号

小山市役所 本庁舎5階 入札室

## 9 契約

### (1) 契約の締結

落札者は、落札決定後、令和6年2月29日(木)までに、落札者と市有財産賃貸借契約書を締結してください。

### (2) 契約の取消及び変更

市が契約物件を公用若しくは公共用に供するため必要とするとき、又は契約の条件に違反する行為があると認めるときは、契約の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することがあります。

## 10 問合せ先

〒323-8686

小山市中央町1丁目1番1号

小山市役所 6階 理財部 資産経営課

T E L : 0285-22-9322

F A X : 0285-22-8972

E-mail : d-shisankeiei(at)city.oyama.tochigi.jp

※(at)は@に置き換えてください。

## 《参 考》

### 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）抜粋

#### （一般競争入札の参加者の資格）

##### 第167条の4

- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
  - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げたとき。
  - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
  - (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
  - (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

### 地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

#### （行政財産の管理及び処分）

第238条の4 行政財産は、次項から第4項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

- 2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。
- 1 当該普通地方公共団体以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であつて当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合（当該普通地方公共団体と一棟の建物を区分して所有する場合を除く。）において、その者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けるとき。
  - 2 普通地方公共団体が国、他の地方公共団体又は政令で定める法人と行政財産である土地の上で一棟の建物を区分して所有するためその者に当該土地を貸し付ける場合
  - 3 普通地方公共団体が行政財産である土地及びその隣接地の上に当該普通地方公共団体以外の者と一棟の建物を区分して所有するためその者（当該建物のうち行政財産である部分を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付ける場合
  - 4 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（以下この号において「庁舎等」という。）についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者（当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該余裕がある部分を貸し付けるとき（前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）。